C　①株式会社Ｊ・Ｔ・Ｃ　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2855号　④株式会社Ｊ・Ｔ・Ｃ　大阪市北区天神橋３丁目２番15号サクシード南森町　代表取締役　慶田忠吉　⑤本社営業所　大阪府大東市諸福５丁目13番12号　⑥平成28年12月８日　⑨平成28年12月28日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市北区天神橋３丁目２番15号サクシード南森町　株式会社Ｊ・Ｔ・Ｃ　代表取締役　慶田忠吉

B　①有限会社虹の通潤館　②地域限定旅行業　③熊本県知事登録旅行業地域－251号　④有限会社虹の通潤館　熊本県上益城郡山都町長原192－１　代表取締役　工藤秀一　⑤本店　熊本県上益城郡山都町長原192－１　⑥平成26年８月19日　⑧平成28年12月31日　⑩100万円　⑪熊本県知事　⑫熊本県上益城郡山都町長原192－１　有限会社虹の通潤館　代表取締役　工藤秀一

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 29 年２月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A　①磊鑫宝株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－7095号　④磊鑫宝株式会社　北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉６番地　代表取締役　万磊　⑤東京営業所　東京都新宿区下落合一丁目２番５号　⑥平成28年２月４日　⑦平成28年12月28日　⑧60万円　⑨300万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

A　①株式会社ＡＴＴ　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－624号　④株式会社ＡＴＴ　福岡市中央区大名二丁目９番35号　代表取締役　倉永洋希　⑤本社営業所　福岡市中央区大名二丁目９番35号　⑥平成17年８月25日　⑦平成24年２月24日　⑧60万円　⑨300万円

A　①株式会社田原旅行　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２－543号　④株式会社田原旅行　田原市田原町晩田14番地２　代表取締役　眞木一也　⑤本社営業所　田原市田原町晩田14番地２　⑥昭和56年２月26日　⑦平成29年１月６日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①共栄観光足利サービスセンター　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３－673号　④小田俊次　足利市若草町２番地42　⑤本社営業所　足利市南町4254－１　⑥平成23年５月27日　⑦平成28年11月24日　⑧60万円　⑨300万円

B　①公益財団法人鼓童文化財団　②第３種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第３－376号　④公益財団法人鼓童文化財団　佐渡市小木金田新田148番地１　代表理事　島崎信　⑤佐渡太鼓体験交流館　佐渡市小木金田新田150番地３　⑥平成23年５月11日　⑦平成28年５月９日　新潟県知事登録旅行業第地域－376号　⑧40万円　⑨300万円

B　①琉球トラベル株式会社　②第２種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第２－310号　④琉球トラベル株式会社　那覇市壺川二丁目13番46号かふうビル４Ｆ　代表取締役　大城旭　⑤琉球トラベル株式会社　那覇市壺川２－13－46かふうビル４階　⑥平成23年11月11日　⑦平成28年11月10日　沖縄県知事登録旅行業第３－310号　⑧160万円　⑨1100万円

以上５件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 29 年２月１日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社橙光産業　②東京都知事(5)73143　③取締役　塩崎光明　④東京都新宿区筑土八幡町５番５号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区筑土八幡町５番５号　有限会社橙光産業　取締役　塩崎光明

①株式会社大林組　②国土交通大臣(13)791　③代表取締役　白石達　④東京都港区港南二丁目15番２号　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目23番地２　兵庫県神戸市中央区加納町四丁目４番17号　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目15番２号　株式会社大林組　代表取締役　白石達

①野田住宅　②愛知県知事(8)13018　③代表者　野田春男　④愛知県清須市土田１丁目８番地14　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県清須市土田１丁目８番地14　野田住宅　代表者　野田春男

①株式会社Ｊ－ＷＥＳＴホーム　②大阪府知事(1)59054　③代表取締役　橋本修　④大阪府堺市西区津久野町一丁11番５号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府貝塚市小瀬93番地１　株式会社Ｊ－ＷＥＳＴホーム　代表清算人　橋本修